

## 倉荷証券の取扱いの特例等に関する要領

# 倉荷証券の取扱いの特例等に関する要領

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** 本要領は、受渡品の倉荷証券の取扱いの特例等に関し、必要な事項を定めたものである。

## 第2章 ゴムの倉荷証券の取扱いの特例

### (ゴムの倉荷証券の特例)

**第2条** ゴム受渡細則第11条ただし書きに規定する受渡しとは、渡方のやむを得ない事情により、受渡単位を超える荷口の倉荷証券（120トンを上限とする。）をもって行う受渡しのことをいう。

### (ゴムの倉荷証券の特例に係る受渡方法)

**第3条** 前条に基づく受渡しを行う場合については、次のとおりとする。

- (1) 受方の事情により受渡単位の整数倍ごとに倉荷証券を分割する必要があると当社が認めた場合は、渡方はこれに応ずるものとし、これに伴う手数料は当社が負担する。
- (2) 受方は、倉荷証券を分割する必要があるときは、当月限納会日の翌営業日の午後2時まで、その旨当社に対し申出を行うものとする。
- (3) 当社は、前号の申出を受けた場合は、渡方に対し、速やかに当該申出を通知する。

## 第3章 貴金属の倉荷証券の取扱いの特例

### (貴金属に係る倉荷証券の書換えの手続き等)

**第4条** 保管料の起算日変更及び保管期限の延長の記載により、貴金属に係る倉荷証券の表面に余白がなくなった等、当該倉荷証券を発行した貴金属指定倉庫業者が必要と認めるときは、当該指定倉庫業者が当該倉荷証券を所持する取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）に対し、次回、当該倉荷証券の提示時において、新たな倉荷証券に切り替えることを通知するものとする。

2 新たな倉荷証券の発行の手続きについては、貴金属指定倉庫業者の定めによるものとする。なお、新規に発行された倉荷証券の寄託者については、書換前の倉荷証券を所持する取引参加者とする。

3 前2項の規定により、新たに発行された倉荷証券については、旧倉荷証券の証券番号

及び原始寄託者名を記載するものとする。

- 4 第1項の規定による倉荷証券の書換えのほか、裏書が行われたことにより、裏書譲渡欄に余白がなくなったときは、補箋で処理することができる。

#### **(貴金属に係る倉荷証券の発行手続き)**

**第5条** 貴金属指定倉庫業者に対して、貴金属受渡細則第12条第1項第3号の規定に基づく貴金属地金の倉荷証券の発行手続きを行おうとする者（以下「原始寄託者」という。）は、指定業者の貴金属地金の購入に関する運用要領第2条の規定に定める者とコンサイメント契約又はこれに類する契約を締結していることを証する書面を添付の上、当社に対して届出を行うものとする。

- 2 当社は、前項の届出を受理したときは、届出を行った者及び貴金属指定倉庫業者に対し、届出を受理した旨通知する。

- 3 届出を受理された者が倉荷証券の発行手続きを行おうとするときは、貴金属指定倉庫業者に対して、当該貴金属地金に関する流通経路等を証するため、以下の書面を差し入れるものとする。

- (1) 税関の輸入許可証
- (2) 本邦入着時の通関インボイス
- (3) 貴金属受渡細則第12条第1項第3号により、当社が定める者から当該地金を購入したことを証する書面の写し
- (4) 貴金属地金のバーナンバー
- (5) 原始寄託者が、当該貴金属地金の品位及び重量等に関して責任を負う旨を記載した書面

#### **(認定業者及び認定受託取引参加者による倉荷証券の発行手続き)**

**第5条の2** 貴金属指定倉庫業者に対して、当社が認定した業者（以下「認定業者」という。）に係る貴金属受渡細則第12条第3項の規定に基づく貴金属地金の倉荷証券の発行手続きを行おうとする受託取引参加者は、認定業者における貴金属地金取扱実績及び当社の指定ブランドとコンサイメント契約又はこれに類する契約を締結していることを証する書面等を添付の上、当該業者に係る原始寄託者となることについて当社に対して申請し、当社の承認を得なければならない。

- 2 当社は、前項の申請を承認したときは、申請を行った者（以下「認定受託取引参加者」という。）及び貴金属指定倉庫業者に対し、申請を承認した旨を通知する。

- 3 認定受託取引参加者が倉荷証券の発行手続きを行おうとするときは、当社及び貴金属指定倉庫業者に対して、当該貴金属地金に関する流通経路等を証するため、以下の書面を差し入れるものとする。

- (1) 税関の輸入許可証
- (2) 本邦入着時の通関インボイス

- (3) 当社の指定ブランドの製造元から当該地金を購入したことを証する書面の写し
- (4) 貴金属地金のバーナンバー
- (5) 認定業者及び認定受託取引参加者が、当該貴金属地金の品位及び重量等に関して責任を負う旨を記載した書面
- (6) その他当社が必要と認めた書類

#### **(貴金属受渡細則第12条第4項による倉荷証券の発行手続き)**

**第5条の3** 貴金属指定倉庫業者に対して、貴金属受渡細則第12条第4項の規定に基づく貴金属地金の倉荷証券の発行手続きを行おうとする者は、同細則第12条第1項第1号又は第2号に定める者が、当該貴金属地金について同細則第12条第1項第1号又は第2号の規定により直接貴金属指定倉庫業者に引渡したこと及び同細則第2条に定める受渡供用品に該当することを確認したこと並びに貴金属指定倉庫業者が当該貴金属地金について出庫が行われていないこと等を確認したことを証する書面を添付の上、当社に対して届出を行うものとする。

- 2 当社は、前項の届出を受理したときは、届出を行った者及び貴金属指定倉庫業者に対し、届出を受理した旨を通知する。

#### **(証明書類の保存)**

**第6条** 貴金属指定倉庫業者は、第5条及び第5条の2の手続きにより倉荷証券の発行を行ったときは、第5条第3項各号及び第5条の2第3項各号に定める書面を保存しなければならない。なお、当該地金の倉荷証券が解除された場合は、解除された日から3年間保存しなければならない。

### **第4章 雑則**

#### **(改廃)**

**第7条** 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

#### **附則**

本要領は、平成21年5月7日に施行する。

#### **附則**

第2条（定義）及び第3条（受渡方法）の変更規定は、平成22年8月24日に施行する。

**附則**

要領名、第1条（目的）から第3条（ゴムの倉荷証券の特例に係る受渡方法）及び第7条（改廃）の変更規定並びに第1章の章名から第3章の章名、第4条（貴金属に係る倉荷証券の書換えの手続き等）から第6条（証明書類の保存）及び第4章の章名の新設規定は、平成24年5月15日に施行する。

**附則**

第4条（貴金属に係る倉荷証券の書換えの手続き等）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

**附則**

第5条の2（認定業者及び認定受託取引参加者による倉荷証券の発行手続き）の新設規定及び第6条（証明書類の保存）の変更規定は、平成27年2月16日に施行する。

**附則**

第5条の3（貴金属受渡細則第12条第1項第4号による倉荷証券の発行手続き）の新設規定は、平成28年6月16日に施行する。

**附則**

第4条（貴金属に係る倉荷証券の書換えの手続き等）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。